

議案第103号

## 静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第7項中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条及び第9条に規定する指定障害者支援施設等に係る人員及び設備に関する基準については、この条例による改正後の静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条及び第8条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。